

芸術文化ホールにおける指定管理者の 選考から公募への変更について

■ 「文化ホール活性化事業」 試行実施の結果（令和3、4年度）

民間事業者の提案の導入により、
施設の特徴を生かした新たなサービスが創出される等の効果があった。

新たなサービスの創出	ホールへのコンサートの誘致等 <ul style="list-style-type: none">・ 会議棟全体を活用したMUSIC COMPLEX等 空き日、空きスペースを活用したイベント開催 <ul style="list-style-type: none">・ ランチタイムコンサート、中庭コンサート
------------	---

■ 芸術文化ホールの選定方法の変更

文化ホール活性化事業試行実施の結果を踏まえ、文化ホールに加え、
同様の運用形態である歌劇座、アートホールを一括して
選定方法を公募へ変更する。

※指定管理開始時期 令和6年4月1日（選定期間を確保するため令和5年度は現管理者を指定）